

工場立地法が定める緑地面積率等を緩和しました！

湖南省では、市内への企業の進出や定着を図るため、「**湖南省工場立地法準則条例**（令和3年1月1日施行）」を制定し、工場立地法が定める工場敷地における緑地面積率等を緩和しました。

【条例の内容】

| 区分 | 緑地面積率 | 環境施設面積率 |
|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 準工業地域 | 10%以上 (国基準20%以上) | 15%以上 (国基準25%以上) |
| 工業専用地域 工業地域 地区計画の区域のうち市長が認める区域 | 5%以上 (国基準20%以上) | 10%以上 (国基準25%以上) |

| | |
|----------|---|
| 重複緑地の算入率 | 敷地面積 × 緑地面積率 × 50%以内 (国基準25%以内) |
|----------|---|

【対象となる工場（特定工場）】

業種：製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く。）

規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

工場立地法の対象となる特定工場周辺的生活環境に配慮した緑地の整備を行うため、「**湖南省特定工場の緑地整備に関する指導要綱**（令和3年1月1日施行）」を制定し、住宅、学校、病院等の施設が隣接する特定工場は、工場周辺的生活環境への配慮に関する計画書を提出していただきます。

問合せ・申請先 湖南省環境経済部商工観光労政課
〒520-3288 湖南省中央一丁目1番地（湖南省共同福祉施設1階）
TEL 0748-71-2332（直通）
E-mail shoukan@city.shiga-konan.lg.jp

